

子発 0128 第 2 号  
令和 3 年 1 月 28 日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区長

厚生労働省子ども家庭局長

母子保健医療対策総合支援事業（令和 2 年度第三次補正予算分）の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策総合支援事業（令和 2 年度第三次補正予算分）実施要綱を別紙のとおり定め、令和 3 年 1 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

## 別紙

### 母子保健医療対策総合支援事業（令和2年度第三次補正予算分）実施要綱

#### 第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

#### 第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和2年度第三次補正予算分）（別添1-1、別添1-2）
- 2 幼児健康診査個別実施支援事業（令和2年度第三次補正予算分）（別添2）
- 3 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）（別添3）

#### 第3 国の補助

母子保健医療対策総合支援事業（令和2年度第三次補正予算分）の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において①都道府県、保健所設置市、特別区、市町村が行う事業、②保健所設置市、特別区、市町村が行う事業又は民間団体等に対して保健所設置市、特別区、市町村が補助する事業に対して、都道府県が補助する事業及び③民間団体等が行う事業に対して、保健所設置市、特別区が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

#### 第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。

新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業  
(令和2年度第三次補正予算分)

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害等が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。

このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

2. 実施主体

(1) 3の(1)①、②

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。

また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関、助産所等に事業の一部を委託することができる。都道府県が実施する場合、事業の実施にあたり、市区町村へ委託することができる。

(2) 3(1)③の事業

都道府県とする。

(3) 3の(2)の事業

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市とする。また、事業の実施に当たり、関係団体、医療機関に事業の一部を委託することができる。

(4) 3の(3)及び(4)の事業

市区町村とする。また、事業の実施に当たり、関係団体や民間事業者等へ事業の一部を委託する事ができる。

3. 事業内容

(1) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

① 新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に寄り添い型のケア支援を実施

② 新型コロナウイルスに感染した妊産婦を診療している医療機関に対し、当該妊産婦がケア支援を希望する場合に、実施主体に対し必要な情報を提供するとともに、ケア支援の過程で妊産婦の病状等に変化があった場合、必要に応じ、情報共有等の調整を実施

③ 都道府県が当事業を実施する場合、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市やそれ以外の市町村との調整を実施

(2) 不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査

(1)を実施した上で、以下の要件のいずれかに当てはまる妊婦に対し分娩前に新型コロナウイルス検査の補助等を実施

① うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦

② 基礎疾患を有する者(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者)

(3) オンラインによる保健指導等

- ① 対面で行ってきた保健指導や個別相談などの母子保健事業を、オンラインで実施すること
- ② 上記①をオンライン等で実施するに当たって必要となる通信環境やタブレットなどの環境の整備や事業の実施に必要な人員の配置を実施

(4) 育児等支援サービス

里帰り出産が困難な妊産婦に対し、民間事業者等が提供する育児支援サービス等を利用した際の利用料の補助を実施

4. 留意事項

- (1) 当事業の実施に当たり、類似の補助を受けている場合は、重複して補助を受けることはできない。
- (2) 当事業の利用に当たっては、サービスを利用する妊産婦から利用料は原則徴収しない。
- (3) 3（1）及び（2）を実施するに当たり、当該自治体に住民票がない妊産婦に対しても支援の対象とすること。
- (4) 3（1）を実施するに当たり、新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について、本人がケア支援を希望する場合に、厚生労働省ホームページに掲載様式を活用し、当該妊産婦の状況について実施主体である自治体に情報提供すること。
- (5) 都道府県が3（1）を実施するに当たり、業務の一部を市町村へ委託することが考えられるが、その場合、調整事務費などを活用し、都道府県と市町村の事務内容を整理及び調整すること。
- (6) 3（2）を実施する場合、都道府県と指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市との間で、十分連携を確保した上で、別添1－2の要件を全て満たすよう、実施主体は関係団体や周産期医療機関及び検査実施機関等と調整を行うこと。その際、厚生労働省掲載様式により、体制整備の状況等について厚生労働省へ報告すること。  
なお、別添1－2に示す要件の全てを満たしていない場合や、要件全てを満たしたにもかかわらず厚生労働省への報告がなされない場合には、3（2）に係る補助を受けることはできない。
- (7) 基礎疾患を有する者については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版」（令和2年9月4日）において重症化のリスク因子とされている疾患を記載しているが、最新の知見を踏まえ当該内容に変更があった際は、別途、厚生労働省からお知らせする。
- (8) 3（4）の実施に当たり、妊産婦に対して、民間事業者のサービス以外にも、自治体において社会福祉協議会や、子育てNPO等で実施している支援の利用を勧めることは差し支えない。
- (9) 3（4）の実施に当たり、里帰りが困難なことの確認については、妊産婦の家庭や出産等の状況などを総合的に確認した上で判断すること。

## 別添 1 - 2

### 不安を抱える妊婦等への分娩前新型コロナウイルス感染症検査の要件について

別添 1 - 1 「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和 2 年度第三次補正予算分）」のうち、「不安を抱える妊婦等への分娩前新型コロナウイルス感染症検査」を実施する場合、以下 1 から 3 の全ての要件を満たすこと。

#### 1. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援事業の実施

新型コロナウイルスに感染した妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があるなど、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の問題等が懸念されることから、別添 1 - 1 「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（令和 2 年度第三次補正予算分）」に定める「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」を実施し、妊産婦が抱く不安に寄り添った支援を行うこと。

#### 2. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療提供体制の確保

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態や重症度等を考慮した受入れ医療機関の設定等適切な周産期医療提供体制を確保すること。

受け入れ医療機関においては、検査結果が陽性となった妊婦が医師に対して十分に相談できる体制を整えるとともに、医師は妊婦の疑問や不安に適切に対応すること。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症検査の実施体制について

検査を希望する妊婦は新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることに鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは分離して検査が実施できるよう、体制を整備すること。

##### (1) 検査実施機関

新型コロナウイルス検査の実施機関は、次の①から⑤のいずれかであること。

- ① 妊婦健診を行う医療機関
- ② 分娩予定の医療機関
- ③ 帰国者・接触者外来
- ④ 地域外来・検査センター
- ⑤ 上記以外で、下記（2）に記載する要件を満たす機関

※ ③から⑤においては、産婦人科医師（産婦人科専門医）が在籍していることが望ましい。

##### (2) 検査機関における体制の整備等について

下記①及び②の内容を全て満たした機関であること。

###### ① 適切な検査実施体制の確保

他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法で、検査実施体制を確保していること。

###### ア 空間的分離

他の感染が疑われる受診患者等との接触を避けるため、妊婦専用ブースを設置すること。あるいは、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置すること。また、検査エリアへの動線にも配慮すること。

イ 時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、妊婦専用の時間帯を設けること。

② 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施に当たり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下の点について丁寧な説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になるなど生活が制限される可能性があること

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること

## 別添2

### 幼児健康診査個別実施支援事業

#### 1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

#### 2. 実施主体

市区町村

#### 3. 事業内容

1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

#### 4. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、従来から幼児健康診査を個別健診で実施している場合は補助の対象外とする。
- (2) 本事業は集団健診から個別健診に切り替えた場合に追加で発生する費用について対象とする。
- (3) 幼児健康診査は、個々の幼児の健康状態や、幼児のおかれている生活環境に応じて保健指導を行う場でもあるため、支援が必要と考えられる幼児や保護者については、市区町村で把握して支援できる仕組みとすること。
- (4) 医療機関での健診の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと行った上で実施すること。

## 別添3

### 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業 (令和2年度第三次補正予算分)

#### 1 事業目的

産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について補助を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

#### 3 事業内容

産後ケアを行う施設に対し、以下の(1)～(6)の事業を実施することとする。

- (1) 勤務する職員及び利用者向けマスクの一括購入
- (2) 消毒用エタノール等の一括購入
- (3) 事業所等の消毒
- (4) 感染症予防の広報・啓発
- (5) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費等）
- (6) その他、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することに資する事業